

福岡県教育センターICT授業活用力向上研修システム利用要領

1 趣旨

福岡県教育センターが運用するICT授業活用力向上研修システム(以下「研修システム」という。)利用に関して必要な事項を定める。

2 利用者の範囲

e-ラーニングシステムを利用できる者は、利用承認を受けた福岡県内市町村立小学校(政令指定都市立を除く)の教職員とする。

3 ID及びパスワードの発行

教育センター所長は、研修システムを利用する小学校長に研修管理者権限(e-ラーニングシステム上で研修者の学習進捗状況等を確認するページを閲覧できる権限)を与え、利用する教職員のID及びパスワードを発行する。

4 ID及びパスワードの申し込み及び承認

3(ID及びパスワードの発行)に規定したID及びパスワードの申し込みについては、「福岡県教育センターICT授業活用力向上研修システム利用申請書(様式第1号)」を教育センター所長に提出し、承認を得なければならない。また、申し込みについての結果は、「研修システムID・パスワードの通知」で通知するものとする。

5 ID及びパスワードの有効期限

3(ID及びパスワードの発行)に規定したIDの有効期限は各年度末とする。

6 管理者の届け出

3(ID及びパスワードの発行)に規定したID及びパスワードを利用する小学校長は、教職員に発行するIDの管理者(以下「管理者」という。)を選任又は変更した場合、管理者選任届出書(様式第2号)により届け出るものとする。

7 管理者の業務

管理者は、各学校長の下に、教職員に付与されたID及びパスワードを細心の注意をもって管理する。

8 利用者の遵守事項

利用者は、ID及びパスワードを細心の注意をもって管理する。また、付与されたID及びパスワードは、当該学校以外の者が使用することはできない。さらに、著作権者の権利を遵守し、教育目的以外の利用、営利目的での利用はできない。

9 利用の停止・承認取り消し

教育センター所長は、研修システム利用申請書に虚偽の記載があった場合又は8（利用者の遵守事項）の事項に反していることが判明したとき、利用校の教職員に対して、研修システムの利用を停止又は4（ID及びパスワードの申し込みと承認）に規定する承認を取り消すことができる。

10 利用の一時停止

教育センター所長は、システムを良好な状態で運用するため、緊急の場合には利用校及び教職員に事前通知をすることなく利用を一時停止し、保守点検等の必要な措置を講ずることができる。

11 調査

教育センター所長は、利用校の教職員の利用状況等について調査を行うことができる。

12 免責

教育センターは、研修システムの利用により発生した問題や損害に対する責任を負わないものとする。

13 補則

この要領に定めるもののほか、e-ラーニングシステムの運用管理に関し必要な事項は、教育センター所長が別に定める。

（附則）

この要領は、平成21年4月1日から施行する。